



＝ いまの憲法が私たちの暮らしを護る ＝

菅 政治 何が問題か！

日本をさらに停滞させる 露骨な強権体質

菅首相の子息と総務省官僚が絡む一連の問題は単に接待疑惑追求のみに留めてはならない。長男の正剛氏が勤める東北新社との関係で総務省幹部が処分され内閣広報官が辞職した。

3月に毎日新聞が報じた全国世論調査によれば、このことについて、首相に「責任はある」は43%と「責任はない」は43%と回答は割れた。この結果は深く憂慮しなければならぬ。半数の国民は首相に責任はなく官僚にあると捉えている。

しかし、菅首相の議員履歴から考察すると根本の問題は菅首相の政治姿勢に問題があることが見通せてくるのではないか。自著「政治家の覚悟」には数々の強権的体質を露わにし、官僚を抑圧している様子が記されている。恐怖人事といわれる例をあげれば、菅官房

長官（当時）肝いりのふるさと納税にまつわる件で自治体に寄付する上限額の倍増に異を唱えた自治税務局長が左遷され省内に衝撃波が走った。強権を公言し実行することに官僚たちは震え上がったに違いない。その後官僚らは自らの政策意見を抑え従うことに徹することとなる。さらに総務大臣時、子息を自らの公設秘書とするに至り、もはや出世への道はただおもねることのみと悟る。「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とする憲法の定めを墨守した森友問題の赤木氏は自死し、佐川氏同様に虚偽答弁を繰り返し、強権に恐れをなし自己保身をはかった彼らは異動、退職へと追いやられていった。官僚を指す若者はどう捉えるか。人を権力で従わせようとするのは官僚の自由な発想を妨げ停滞させる。



内閣が人事を総括することは否定しないが、菅政治は優秀な人材を活かす術をはき違えている。

もはや日本は先進国たりえているかどうかの瀬戸際である。国際社会から見て最低賃金、エネルギー転換に遅れをとり、貧富の格差は広がり、ワクチンは他国に頼る事態だ。国民の幸せを得るには自由闊達な議論を尊び、一人ひとりが伸び伸びと活躍できる土壌に変えるしかない。

シリーズ 私たちの憲法

≪ いろいろな意見を言えることが民主主義！ ≫

民主主義は、私たち国民が「こんなふうに政治をして」とか「それをやっちゃダメ」という意見を自由に言えることであり、国家権力をコントロールする大切な仕組みです。この自由に意見を言え表現できることを保障したのが憲法の21条です。

日本国憲法第21条（1項）
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

しかし、自民党改憲案は「表現の自由」を制限しようとしていて、「民主主義をやめよう」ともとれます。→

自民党改憲草案21条（2項）

前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない。

1項は変わっていませんが、この2項に公益及び公の秩序を新たに加えることにより、時の政権に不利と判断する表現は秩序を乱す行為として取締ることができるととれます。

とにより、時の政権に不利と判断する表現は秩序を乱す行為として取締ることができるととれます。

国軍は国民に銃口を向けるな！



ミャンマークーデター・軍政から考える



2月1日に突如テレビ画面に映し出された軍事クーデターは世界中を驚愕させました。その後、アウンサンスーチーさんやNLDの呼びかけなどに応えた市民の平和的なデモなどの抵抗運動が始まりました。それに対して国軍は銃撃を持って抑圧を続けています。犠牲者は250人を超え、多くの市民が拘束されています。悲惨な事態が拡散され、世界中で軍事政権・国軍に対して大きな批判が巻き起こりました。国民を守るべき国軍が、国民に銃口を向ける映像は多くの怒りを生み出しました。このクーデターにはミャンマーの歴史的経過があると言われます。しかし直接的には国民の選挙による政府が組織されたことに対する軍部の不満にあると言われ、軍政が再び敷かれました。そして銃撃はその結果生じたものです。政権と軍部が結びついた結果です。政権の命令で軍隊は動きます。



ですから軍隊は政権の性格に大きく依存します。軍政であれば軍が政治の中心でしょうし、民政の政府であれば武器の使用はなるべく避けるでしょう。しかし軍隊は武器使用があらゆる場合に可能な組織です。例えば自衛隊でも、活動の規範である自衛隊法には第3条（自衛隊の任務）で「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と書かれています。つまり治安維持のための任務もあるのです。このような時、国家が武器使用を命じるかどうかは政権のあり方・性格によります。国民の主権に基づく行為に対して銃口を国民に向ける政権だけは作らないようにしなければなりません。そしてミャンマーの国民の上にもそのような政府が組織されることを願います。国民の声が政治に反映される政治が行われることを願います。



「わが君は、、、」の明治の改ざんと良心の自由の侵略

渡邊邦明

「古今集」の中に読み人知らずとして「わが君は、、、」の歌が登場する。後に「和漢朗詠集」で「きみが代」に変わったが、共に「愛するあなた・敬愛するあなた」が「きみ・君」の意味だ。それを明治政府が「君が代」を天皇の治政ととりつくり、明治26年、小学校の儀式用唱歌として交付し、以後事実上の国歌として歌われていった。

「君が代」とは、臣下^{いやさか}が治世の^{ことほ}弥栄を^{よごと}寿ぐ寿詞であって唱えることによって服従の証とするのだ。自分にとって何が善か何が悪かという個人の道徳意識から言って、このような歌は歌えないと思う人がいて当然であろう。この「良心の自由」を侵し、処分という強権で教員を黙らせ校長を支配してきたのが橋本大阪市政であり、都教委であった。

2004年、大阪で248人の処分者を出した翌日、永井愛さんの「歌わせない男たち」がロンドン劇場と提携公演をしたときの話だ。ロンドン劇場の担当者はいこう述べた。「ノーだ。ロンドンの学校で国歌を起立して歌わせ、歌わなかった人を処分したら、周りが黙っていないしロンドン市民が怒り出す。全国の学校の先生がストライキを起こして大騒ぎになる。あり得ない話です。どうして日本では当事者だけが騒いでいるのですか。他の人は変だと思わないのですか。」



国旗・国歌法（1999年成立）などという法律を作って公の場で強制している国は、中国と韓国以外ないのだ。